

保育政策課

議案第102号

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例について

区は、児童相談所を設置する市（区）に政令指定され、令和3年4月に児童相談所設置市になります。

児童相談所設置市として、新たに幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事務を処理するに当たり、港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を制定します。

1 制定根拠

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第3項の規定に基づき、制定するものです。

2 区が新たに処理する事務

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定、認定の取消し等を行います。
- (2) 設置者に対する報告の徴収等を行います。

3 条例の内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めます。なお、本条例で規定する要件は、国が定める参酌等の基準となる告示及び都が既に定めている条例と同一の要件とします。ただし、満3歳児以上の食事について、国の告示及び都条例は外部からの搬入を特例的に認めていますが、区は保育所と同様に外部からの搬入を認めず、全ての園児に対する自園調理を義務付けます。

4 条例概要

別紙のとおり

5 施行期日

令和3年4月1日

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の概要

基本的事項	学級の編制	職員に係る基準	設備に係る基準	運営に係る基準	その他の基準
趣旨（第1条） 定義（第2条） 認定こども園の類型（第3条） 一般的基準（第16条）	満3歳以上の子ども の共通利用時間 については、学級を編成 すること。 （第4条）	<p>【職員の配置基準について】（第5条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定こども園の長を置くほか、保育従事職員及び調理員（調理業務の全部委託の場合を除く。）を置くこと。 2 職員の配置は、認定こども園を構成する各施設の職員の配置の基準を遵守すること。 3 2のほか、保育従事職員を以下のとおり置くこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 満1歳未満の園児 3人につき1人以上 (2) 満1歳以上満3歳未満の園児 6人につき1人以上 (3) 満3歳以上満4歳未満の園児 20人につき1人以上 (4) 満4歳以上の園児 30人につき1人以上 4 学級には専任の担任を1人以上配置すること。 <p>【保育従事職員の資格について】（第6条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 満3歳未満の子どもに対する保育従事職員は、原則として保育士としての登録を受けた者であること。 2 満3歳以上の子どもに対する保育従事職員は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者であること。 3 学級担任は、原則として幼稚園教諭免許状を有する者であること。 4 共通利用時間以外における保育従事職員は、原則として保育士としての登録を受けた者であること。 <p>【園長について】（第12条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園型のうち並列型及び年齢区分型は、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと（兼任可）。 2 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有していること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物等は、原則として同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。 2 認定こども園を構成する幼稚園は、幼稚園設置基準を満たすこと。また、共通利用時間以外の保育室の面積は、子ども1人につき1.98㎡以上とすること。 3 認定こども園を構成する保育所は、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を満たすこと。 4 認定こども園を構成する保育機能施設は、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、調理室及び便所を設けること。 5 4に掲げる乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は、原則として1階に設けること。 6 4に掲げる乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上であること。 7 4に掲げる保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上であること。 8 4に掲げる屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上であること。 （第7条） 	<p>【食事について】（第8条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食事を提供するときは、自園で調理する方法により行うこと。 2 献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。 3 食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮すること。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。 5 園児の食を営む力の育成に努めること。 <p>【教育・保育の内容について】（第9条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくこと。 2 教育及び保育の内容は、子どもの1日の生活リズム、集団生活の経験年数が異なることなど認定こども園固有の事情に配慮すること。 <p>【子育て支援について】（第11条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者の要請に応じて適切に提供できる体制で子育て支援を行うこと。 2 子育て支援を行うに当たっては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めること。 <p>【教育・保育時間等について】（第13条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めること。 2 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労状況等地域の実情に応じたものとする。 <p>【運営状況の評価等について】（第17条）</p> <p>子どもの視点に立った評価を行い、結果公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。</p>	保育従事職員の資質向上等（第10条） 情報開示（第14条） 平等取扱原則（第15条） 掲示（第18条）